

## 新しい保険証を郵送します

現在使用されている国民健康保険と後期高齢者医療の保険証の有効期限は、7月31日までです。

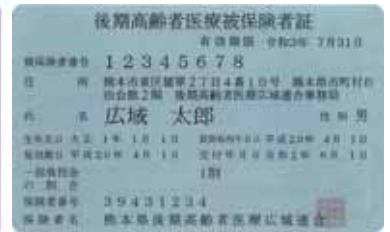
新しい保険証を7月中旬に簡易書留郵便で送付しますので、8月1日以降は新しい保険証を使用してください。

配達時に受け取れず、「ご不在連絡票」がポストに入っていた場合は、必ず郵便局に電話をして再配達などを依頼してください。(事前に電話せず、直接郵便局窓口に行っても対応できません)

### 新しい保険証(例)



国民健康保険証(紫色)



後期高齢者医療被保険者証(水色)

岡住民保険課 保険年金係 ☎ 286 - 3113

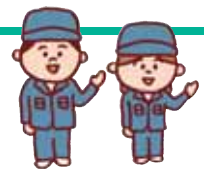
## スズメバチの駆除は専門業者に

スズメバチは、日本に生息するハチの中でも攻撃性が高く、最も危険とされています。

また毎年、刺傷されたり、死亡してしまう例も報告されています。

このように危険な生物であるということを認識し、自分で駆除したりせず、装備と専門知識を備えた駆除業者に任せるようにしましょう。

町ではスズメバチの巣の駆除費用に対し、補助金制度を設けています。



### 補助額

駆除費用の半額(1万円を上限)

岡住民保険課 環境衛生係 ☎ 289 - 8077

## 「限度額適用認定証」等の更新

現在使用されている「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日です。

国民健康保険加入者と後期高齢者医療制度の加入者では、手続きが異なりますので注意してください。

### 国民健康保険加入者

現在、認定証の交付を受け、8月以降も引き続き交付を希望する場合は、8月1日以降(7月は不可)に手続きをしてください。

#### 注意

- ・手続きした月の初日から有効な認定証を交付します。
- ・保険税の滞納がある場合は更新手続きができません。
- ・70歳以上の場合、所得区分によっては認定証発行が不要です。

#### 手続きに必要なもの

更新が必要な人の新しい国民健康保険証/世帯主の印鑑(認め印可)/委任状(別世帯の人が申請する場合)

### 後期高齢者医療制度の加入者

#### 限度額適用認定証を持っている人

8月1日以降も引き続き要件に該当する人には、新しい認定証(ピンク色)を保険証と一緒に郵送します。

#### 限度額適用・標準負担額減額認定証を持っている人

8月1日以降も引き続き要件に該当する人には、新しい認定証(水色)を保険証と一緒に郵送します。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付対象となるのは、世帯全員の住民税が非課税の人です。

岡住民保険課 保険年金係 ☎ 286 - 3113